

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第 96 回家きん疾病小委員会 概要

1. 開催日時：令和 7 年 10 月 23 日（木）15 時 00 分～16 時 00 分

2. 開催場所：農林水産省共用第 2 会議室（オンライン併催）

3. 出席委員（50 音順、敬称略）

臨時委員：白田 一敏、山口 剛士（委員長）

専門委員：内田 裕子、大谷 芳子、森口 紗千子、山本 健久

オブザーバー：金井 裕

4. 議題：

（1）北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例について

（2）北海道における疫学調査チームの現地調査結果について

（3）今後の防疫方針について

5. 概要：

（1）発生農場及び周辺における防疫措置の強化継続

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、引き続き、当該農場の飼養鶏の殺処分及び埋却、制限区域の設定、当該農場周辺の消毒強化及び消毒ポイントの設置等の必要な防疫措置を実施・継続すること。

移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場で、毎日の死亡家きん羽数、特定症状の有無等についての報告を求めること。

（2）疫学調査チームの現地調査概要

別添のとおり。

（3）疫学調査及び研究の実施継続

本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路につながる情報の収集が重要であり、科学的なデータに基づいた疫学調査が不可欠である。このため、①疫学調査チームによる現地調査、②調整池等の周辺環境や、鶏舎床、換気口等の農場内の環境材料からのウイルス検出検査等、③海外の野鳥分離株、国内の関係機関等が実施する野鳥調査における分離株等と、発生農場分離株との遺伝子比較解析、④塵埃等を介した鶏舎へのウイルス侵入の可能性の検証等により、国内や農場内への侵入経路や再発農場における発生要因を考察し、これを発生予防措置に活用すること。

（4）今後の防疫対応の徹底について

本病の防疫対応については、これまでも、本年 4 月に発表した「鳥インフルエンザ対策パッケージ」や「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和 7 年 9 月 8 日付け 7 消安第 3460 号農林水産省消費・安全局長通知）等により、飼養衛生管理の徹底を指導するよう求めてきたところである。

今後、全国各地で環境中のウイルス濃度が高くなる可能性があり、本病が発生するリスクは高まっていると考えられ、最大限に警戒する必要がある。

都道府県は、改めて家きん飼養者等に対して、手指消毒や専用手袋の着用、衣服や長靴の交換など基本的な飼養衛生管理の徹底に努めるとともに、飼養家きんの毎日の健康観察、異状の早期発見・早期通報の再徹底を指導すること。

また、ウイルスの人又はカラス等の野鳥等を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策だけでなく、野鳥等の誘引防止対策について、周辺の畜産農家やカラスのねぐら等野鳥生息環境の存在に応じて、改めて点検し徹底するよう指導すること。

さらに、今回の事例は過去に発生した農場であったことを踏まえ、ここ数年の間に複数回の本病の発生があった地域においては、環境要因が揃っており発生リスクが特に高い地域であると考えられるため、重点的に指導を行うこと。

加えて、飼養衛生管理基準の改正により、来年１月１日に指定される大臣指定地域（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域）になることが想定される地域の農場に対して、本病の発生に備え、基準の施行を待つことなく消毒薬の備蓄やウイルスに汚染された粉じん、羽毛等（塵埃）の拡散防止対策の計画的な準備等を行うよう指導すること。

北海道白老町（国内 1 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る 疫学調査チームの現地調査概要

令和 7 年 10 月 22 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（約 46 万羽）

発生家きん舎の構造：ウインドウレス鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：エイビアリー

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は白老川河岸段丘に位置し、周囲は東と南側に牧場、北側は裸地、西側は白老川の河畔林に囲まれていた。農場に接して北側に 25m × 120m の池が存在した。
- ② 当該農場は、13 鶏舎（うち 10 鶏舎はケージ飼い、3 鶏舎はエイビアリー、エイビアリー鶏舎のうち 1 鶏舎は空舎）、GP センター 1 棟、事務所 1 棟、自給飼料（デントコーン）加工施設 1 棟、倉庫 2 棟からなっていた。
- ③ 当該農場は 2022 年 4 月 16 日に発生した令和 3 年シーズン 20 例目農場と同一であった。
- ④ 農場北西側に隣接施設の調整池があるが、カモ類など水鳥類は認められなかった。南西に白老川とその河川敷樹林に 2 か所の池がある。樹林内の池にはマガモ 2 羽、コガモ約 50 羽が認められた。
- ⑤ 通報の 2 日前、農場の北東に隣接する森において、多数のカラスが騒がしく鳴いていたとのこと。現地調査時、白老川では、約 30 羽のハシブトガラスが水浴びに集まり、農場南東の牧草地には 74 羽のハシボソガラスが飛来していた。また、農場の東に位置する牛牧場の堆肥置き場に 10 羽以上のハシブトガラスが飛来していた。また、調査終了後の夕刻に、農場の南西にある森に向かって北東からカラスが約 20 羽飛来するのが確認され、この森にカラスのねぐらがあることが疑われた。

3 通報までの経緯

- ① 飼養管理者によると、発生鶏舎の通常死亡羽数は 0 ～ 1 羽程度のところ、10 月 21 日の朝の見回りの際に、46 羽が鶏舎に散在して死亡していたため、家畜保健衛生所に通報を行ったとのこと。鶏舎内は長軸に沿って 3 区画に分かれており、入り口から見て手前と真ん中の区画で死亡が多い印象であったとのこと。死亡鶏は、チアノーゼ等 HPAI に特徴的な症状は呈していなかったとのこと。なお生存している鶏については、特に衰弱しているような鶏はいなかったとのこと。
- ② 家畜保健衛生所による簡易検査の実施中にさらに 13 羽が死亡したとのこと。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場では 17 名勤務しており、鶏舎ごとに担当する飼養管理者を置いているとのこと。担当者が休暇の場合は、出勤しているもので代わりに飼養管理を行っていたとのこと。
- ② 当該農場の職員は、グループ農場含め、最近他の農場を訪れてはいないとのこと。

5 農場の飼養衛生管理

- ① 車両が農場に入る際は、農場入口に設置されたゲート式の車両消毒装置（活性酸素系消毒薬）により、自動で車両消毒を実施していた。
- ② 従業員は、出勤時、飼養衛生管理区域外に駐車してから、事務所で農場内専用作業

着、長靴を着用し手指消毒及び全身の噴霧消毒を行い飼養衛生管理区域内に立入るとのこと。外部の者のうち、鶏舎内に立入る者については、事務所で入退場記録を記入後、従業員同様、事務所で農場内専用作業着、長靴を着用し、手指及び全身の消毒を行うとのこと。鶏舎内に立入らない外部の者については、車両入口付近にある外部訪問者用の事務所で入退場記録を行い、手指消毒のみ行い衛生管理区域内に入場するとのこと。

- ③ 鶏舎に入る際には、鶏舎前室で衛生管理区域用の長靴を踏込み消毒（逆性石鹼）し、鶏舎専用の長靴に履き替えた後、鶏舎内長靴用踏込み消毒槽で消毒を行い、手指消毒を行った上で鶏舎に立入るとのこと。なお、靴の履替えの際に交差汚染が起きないように履替え場所が区画されていた。
- ④ 鶏舎はウインドウレス鶏舎で、入気口に不織布フィルターが設置されていた。
- ⑤ 鶏舎単位で同一日齢の鶏が飼養されており、通報時点では1鶏舎を除いた12鶏舎で鶏が飼養されていた。また、発生鶏舎の隣接鶏舎では、通報日前日から約100日齢の育成鶏が導入され飼養されていた。
- ⑥ 鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウト後は除糞、鶏舎の洗浄消毒を実施し、1週間以上の空舎期間を設けているとのこと。
- ⑦ 飼料タンク上部には蓋が設置されており、鶏舎内のラインを通して自動で給餌出来る構造となっていた。
- ⑧ 飼養鶏への給与水は井戸水を塩素消毒してから用いているとのこと。
- ⑨ 鶏糞は各鶏舎3日に1回ベルトコンベアで鶏舎から搬出し、集積の後、毎日トラックで農場外にある共同堆肥処理施設に移動していた。当該共同堆肥施設は独立した衛生管理区域として運用していたとのこと。ベルトコンベアのスイッチは、鶏舎入口とは逆側の妻側の鶏舎内にあり、鶏糞担当者がベルトコンベアの稼働のため、長靴の交換のみ行い裏口から入っていたとのこと。エイビアリーの除糞は、多段部（棚）はベルトコンベアを3日に1回稼働、鶏舎床面は2カ月に1度手作業で除糞し、多段部ベルトコンベアに積載。ベルトコンベアにて鶏舎から搬出された糞は、スロープ式のベルトコンベアにてトラックに積載し場外へ搬出していた。鶏糞搬出用トラックは消毒ゲート等にて消毒されていた。
- ⑩ 集卵ベルトは建物の中を走行する構造だった。
- ⑪ 飼養管理者によると、死亡鶏は毎日の健康観察時に回収し、鶏舎前室に設置された死亡鶏専用の蓋付きの一時保管容器に投入し、毎日共同堆肥施設へ搬出後縦型コンポストで処理していたとのこと。廃棄卵についても同様に処理していたとのこと。

6 野鳥・野生動物対策

- ① 飼養管理者によると、以前は農場内でシカやアライグマ等をよく見かけていたが、農場周囲に高さ約3メートルの鉄板の壁を設置したことにより、ほとんど野生動物を農場内で見かけなくなったとのこと。
- ② 飼養管理者によると、月に1回専門業者に依頼し、ネズミ対策（殺鼠剤、粘着シートの設置）を実施しているとのこと。調査時、鶏舎内においてラットサインは確認されなかったが、発生鶏舎と共通の前室を有する鶏舎（17A、17B）において、最近ネズミを見かけることが増えたとのこと。
- ③ 発生鶏舎の鶏糞を搬出するベルトコンベアの鶏舎外への開口部には野生動物侵入防止用の樹脂製のシャッターが設置されていたが、小型野生動物であれば侵入可能な隙間が認められた。また、鶏糞搬出口のある集糞ピットは鶏舎に隣接して設置されており、約2cm×2cmの防鳥ネットが設置されていたが、上部や下部に若干の隙間があり、20羽以上のスズメの侵入が確認された。集積された鶏糞は近隣の共同堆肥場に毎日運搬し、堆肥化しているとのこと。

7 前回発生以降の改善事項

- ① 経営再開にあたり、家畜保健衛生所は以下の事項を指示。
 - ・野生動物対策の強化
 - ・衛生管理区域、鶏舎時の出入り時の消毒等衛生対策の強化
 - ・老朽鶏舎の使用中止
 - ・職員研修の継続的な実施
- ② ①を受け、農場側は指導に基づき該当箇所の改善を行ったほか、以下の対策を実施。
 - ・野鳥等誘引防止のため、農場内で鶏糞の堆肥化を行うことを中止し、農場外の共同堆肥化施設を使用
 - ・農場周囲に金属製の高さ約3mの鉄板の壁を設置
 - ・野鳥の誘引防止のため、鶏糞の搬出作業を夜間に実施するよう変更
 - ・HPAI シーズン中の入気口へのフィルターの設置
 - ・これまで夏季に鶏舎内の高温防止のために使用していた細霧装置について、消毒薬の噴霧にも使用
 - ・老朽鶏舎を解体し、新築
- ③ 農場の経営再開にあたり、令和4年5月及び6月に、家畜保健衛生所は改善状況を確認。